

## 気象警報発表時の休業及び登下校について

- 1 「大雨」「洪水」「暴風」「暴風雪」「大雪」の警報発表時  
(「特別警報」を含む、以下「警報」という)
    - (1) 生徒が登校する以前に学校が所在する地域に「警報」が発表されている場合
      - ア 始業時刻の2時間前までに解除された場合 → 平常通りの授業
      - イ 始業時刻の2時間前より午前11時まで解除された場合 → 解除後2時間を経てから授業開始
      - ウ 午後11時以降に解除された場合 → 当日の授業中止

ただし、ア、イの場合において、

      - ・生徒の居住地及び通学経路が含まれる地域に「警報」が発表されている場合
      - ・道路、橋の損壊などで登校が危険な場合
      - ・交通機関の停止、自家の被害が著しい場合

は登校に及ばない。
  - (2) 生徒が登校後に「警報」が発表された場合
    - ア 原則として、「警報」が解除され戸外に通行の危険がなくなるまで学校に待機させ、安全確保に努める。
    - イ アの場合において、保護者が安全に生徒の引き取りが可能な場合には、保護者に生徒を引き渡す。
    - ウ 「警報」が解除され、気象状況、交通機関の状況、道路等の状況等を判断して、生徒を安全に帰宅させようと認めた場合は下校させる。生徒は帰宅後、別に示す方法で帰宅したことを学校に連絡する。

※ アの場合、発表直後で、生徒が安全に下校できると校長が判断する場合には、警報発表中でも帰宅させることがある。生徒は帰宅後、別に示す方法で帰宅したことを学校に連絡する。
  - (3) 「警報」の発表が予想される場合
    - ア 気象状況、交通機関の状況、道路等の状況等を判断して、校長が警報発表に先立って休業や授業の中止を決定することができる。
    - イ 校長が始業前に休業を決定した場合には、生徒や保護者に連絡する。
    - ウ 生徒が登校後に「警報」の発表が予想され、気象状況、交通機関の状況、道路等の状況等を判断して、生徒を安全に帰宅させようと認めた場合は、当日の授業を速やかに中止して下校させる。生徒は帰宅後、別に示す方法で帰宅したことを学校に連絡する。

しかし、既に戸外に通行の危険が認められる場合には、学校に待機させ、安全確保に努める。
- 2 気象に関する「注意報」が発表された場合  
「注意報」の場合は、平常通り授業を行うことを原則とするが、地域的に極めて危険な場合は、保護者の判断により自宅で待機させ、学校に連絡する。
- 3 その他、生徒が安全に登下校することができないと判断される場合  
通学経路上の河川水位が警戒水位に達している。または達するおそれがある場合、土砂災害警戒情報や竜巻注意情報が発表されている、またはそのおそれがある場合、通学路の冠水や損壊、土砂崩れ等の理由で、生徒が安全に登下校することができないと判断される場合は、保護者の判断により自宅で待機させ、学校に連絡する。
- ※ 公共の交通機関等やむを得ない理由で登校できない場合は、公欠扱いとする。
- ※ 土曜日・日曜日等の授業日以外の日に「警報」が発表された場合の部活動等の諸活動の対応は、原則として授業日と同様とする。
- ※ 上記の対応連絡は、学校配信メールを使用する。